

番号	項目	質問	回答
1	料金徴収機（設置）	「料金徴収機等の設置は、指定期間の開始日以降速やかに開始し、平成29年3月31日までに設置を完了するようにしてください。」とあるが、料金徴収機等の設置については、各駐車場毎にそれぞれの利用状況(利用目的・パーソントリップ分析)、収支実績等の検討に応じて、最適な設備仕様・収容規模等を決定するものとして、平成29年3月31日の期限に拘らず「指定期間(10年6月間)内において順次段階的に設置する」ことは認められないか。	認められません。
2	料金徴収機（設置）	料金徴収機等の設置完了が中部電力等の調整の結果遅れる等、やむをえない理由があれば設置時期について協議することは可能か。	料金徴収機は平成29年3月31日までに設置する内容でご提案ください。不可抗力により設置が遅れた場合は、対応について個別に協議します。
3	料金徴収機（設置）	「市がリースにより調達した券売機等の物件については、原則として平成28年9月30日をもって撤去します。」とありますが具体的にどの施設のどの券売機等を指すのか。 また、購入により設置されている機器がある場合については、協議により継続使用することは可能か。	現在設置している券売機は、すべてリース物件です。なお、管理事務所内で使用している定期カード更新機もリース物件ですので、これらについても撤去します。 リース物件の一覧を参考添付します。
4	料金徴収機（設置）	「市がリースにより調達した券売機等の物件については、原則として平成28年9月30日をもって撤去します」とあるが、指定管理者が調達する券売機等の入替えについて、入替え時期に一定の幅を持たせるなどの協議は可能か。	可能です。平成29年3月31日までの間に新たな券売機等に入れ替えてください。ただし、平成28年10月1日以降のリース料は指定管理者の負担となります。
5	料金徴収機（設置）	現在設置されているコインポスト等を継続使用する場合、同ブロック内の他駅に移設することは可能か。	可能です。
6	料金徴収機（設置）	地下鉄駅構内に定期更新機等の設置をする場合、地代は発生するか。発生する場合は、その標準的な価格を示してほしい。 また、設置に関する条件等であらかじめ決められていることはあるか。	名古屋市交通局に対し、行政財産使用料の納付が必要となります。使用面積に応じた使用料が発生しますが、設置する駅、駅構内での設置位置、設置時期等による変動があり、個別具体的な判断が必要となります。そのため、標準とできる額は存在しませんので、詳細については名古屋市交通局にご確認ください。 設置に関する条件は募集要項に記載した内容にご留意いただければ問題ありませんが、地下鉄駅構内は夜間の作業停電などが多いため、機器の仕様上、停電に耐えられるものとする必要があります。
7	料金徴収機（リース契約）	募集要項8ページに記載される料金徴収機等のリースに関する事項は、許可自転車駐車場分も含められると考えて良いか。	許可駐車場は民営の自転車駐車場と言う位置づけになるため、含まれません。
8	料金徴収機（リース契約）	「料金徴収機器等の設置は、指定管理者とリース会社に市を交えたリース契約によることができます。」とあるが、市はどのように契約に関与するのか。 また、料金徴収機器等には照明器具、防犯カメラは含まれるか。	設置していただく料金徴収機は、指定管理期間中に指定管理者に不測の事態が生じ、指定取り消しになった場合でも、引き続き、市が使用できるようにする必要があります。したがって、リース会社と市がリース契約を締結し、リース料を指定管理者がリース会社に支払う形を想定しています。なお、指定管理者が支払うリース料は、指定管理経費に計上してください。 一体型の場合は、照明器具、防犯カメラも料金徴収機等に含みます。
9	料金徴収機（リース契約）	指定管理者とリース会社だけで料金徴収機のリース契約を締結してもよいのか。	構いません。ただし、指定管理期間中に指定管理者に不測の事態が生じ、指定取り消しになった場合でも、引き続き、市が料金徴収機を使用できるようにしてください。なお、指定管理者が支払うリース料は、指定管理経費に計上してください。
10	料金徴収機等（その他）	現在の料金徴収機は、指定管理者に譲渡されるのか。その場合は無償か。	譲渡されません。 名古屋市が市税を投入して設置したものであり、財産の帰属が指定管理者に移るものではありません。 現状で使用できるものなので、使用していただいて結構です。しかし今後、新たな機器を導入していただく場合、撤去後の現在の機器は、名古屋市が引取り適切に処理します。
11	料金徴収機等（その他）	庄内緑地公園グリーンプラザ前で料金徴収機は現在のものを継続使用することとあるが、コインポストを継続して使用するということが。	そのとおりです。
12	料金徴収機等（その他）	コインポストを撤去して新たに駐車器具を設置した場合、コインポストの処分は名古屋市と指定管理者のどちらが行うのか。	撤去したコインポストは市にて保管します。指定管理者は、市が指定する保管場所に搬入してください。

番号	項目	質問	回答
13	料金徴収機等（その他）	有料自転車駐車場一覧及び許可駐車場一覧の交通局マナ力対応欄に「要」と記載がある場合は、必ずマナ力対応にする必要があるか。この場合、1回利用のみならず定期利用の支払いにも対応する必要があるか。	交通系ＩＣカードによる決済について、通常は名古屋市交通局以外の鉄道事業者と決済に関する契約を結ぶことができますが、対応が「要」となっている駐車場で交通系ＩＣカードによる支払いに対応する場合、名古屋市交通局又は名古屋市交通局が認める事業者と契約する必要があります。 該当の自転車駐車場に定期利用のための駐車ますを設置するのみで、料金徴収を行わない場合には関係しませんが、定期更新機等を設置し、交通系ＩＣカードによる支払いに対応する場合は上記の取扱いとなりますので、ご注意ください。
14	利用料金	利用料金の減免は、定期利用者と1回利用者の両方に適用するのか。	そのとおりです。
15	利用料金	利用状況の著しい増減、近隣商業施設の増加などにより、中間年度であっても、当初に提案した利用料金の額を募集要項に示された額の範囲内で変更（引上げ、引下げ）することは可能か。	変更は認めません。ただし、経済情勢の急激な変化等、特段の事情があると認められる場合は、市との協議の上で変更することは可能です。
16	利用料金	曜日や時期によって料金を変更する事は可能か。また近隣施設関係者への特別料金の設定は可能か。	条例等関係法令の趣旨に反せず、制度の範囲内であれば可能です。ただし、料金体系が複雑になる分、現地での掲示等にご留意いただき、混乱のない様に体制を整えてください。
17	利用料金	「回数券は指定管理を行う駐車場と共通」とあり、既設コインボストを継続使用する際には対応不要となっているが、「中村日赤」「亀島」「千種」「星ヶ丘」「栄生」を含む路線の指定管理者が平成28年10月1日以降に管理運営する際に使用する料金徴収機においても路線全体での「共通化」が必須条件となるか。 利用者の利便性からそれまでの許可事業者が設置した料金徴収機を事業者と指定管理者との協議によって設備を引き継ぐことが可能であっても同駅単体での「回数券共通」では不可か。	ブロック全体での共通化は必須項目ではありません。最低限、同一駅周辺では共通の回数券を使えるようにしてください。
18	利用料金	「その他の駐車券」はどういったものを想定したものか。	1回利用券、定期利用券及び回数券に分類しがたい、応募者独自のノウハウにもとづく駐車券を想定しています。
19	利用料金	あおなみ線沿線の特別料金は、いつまで継続する予定か。	指定期間開始とともに終了します。
20	利用料金	消費税増税が予定されているが、利用料金の値上げは可能か。	条例の改正を伴うことも考えられ、現時点で具体的な対応方針をお示しすることはできませんが、指定管理料増額等、指定管理者の負担増につながらない対応を検討していきます。 利用料金の値上げの可能性はありますが、市との協議により決定していただきます。公の施設の利用料金については、全市的な調整事項であり、名古屋市の方針は平成28年度に示される予定です。
21	新規有料化	無料駅の新規有料化に関して、「原則として、当該自転車駐車場の属する駅を含む指定管理者により、整備・管理運営を行なっていただきます。」とあるが、「整備」とは具体的にどのような内容か。	市が舗装や転倒防止柵設置等を行った後、指定管理者に駐車器具等を設置していただきますが、詳細は有料化実施時に協議します。 なお、管理運営の一環として、新規有料化に向けた利用者への広報啓発についても行っていただきます。
22	指定管理料等	「収入が支出を下回る場合については、市は指定管理者に指定管理料を支払います」とあるが、収入が支出を下回った場合の全額が指定管理料として支払われるのか。	収入が支出を下回る計画の場合は、その収支差額を指定管理料として予算の範囲内で支払います。また、指定期間開始後に生じた不足分の補てんは行いません。
23	指定管理料等	指定管理納付金を納付する場合については、収支予算書は各年度一定額ではなく、毎年異なる額となってもよいのか。	可能です。
24	指定管理料等	指定管理料（指定管理納付金）について、どのような場合に、収支の悪化につながる内容とみなされるか。	過去3年の収支と比較して判断します。過去3年の平均額より悪化することがなければ問題ありません。
25	公租公課	別添6「有料自転車駐車場施設一覧」の全体面積のうち、各路線ごとに事業所税の対象となる床面積の情報を示してほしい。 また、非課税対象施設となる、都市計画駐輪場があれば併せて示してほしい。	事業所税の課税対象となる施設の範囲については、現在関係部署と調整を行っておりますので、1月中を目途に別途回答します。 なお、都市計画駐輪場の一覧について、参考添付します。

番号	項目	質問	回答
26	設備等の引継	指定期間開始前から設置されている料金徴収機等は引き続き指定管理者が使用できるとされているが、ラックも使用可能か。	そのとおりです。
27	設備等の引継	コインポストが取り付けであるフレームは、再利用可能か。	指定管理業務の範囲内で使用するのであれば、利用していただいて構いません。
28	設備等の引継	荒子・荒子川公園の施設内に設置してある防犯ベル（2ヶ所）は、現在使用可能か。また、使用できない場合、撤去は可能か。	荒子のものは現在使用可能ですが、今後老朽化により使用不能となった場合、単純撤去はせず、同様の設備を設置するか、監視カメラを設置する等、防犯対策を講じてください。 荒子川公園のものは使用不能です。撤去していただいて差支えありません。
29	設備等の引継	いりなか駅で駅周辺に必ず管理事務所を設置することとあるが、現在の管理事務所を継続して使用することは可能か。 また、現在の管理事務所が撤去される場合、同じ場所に新たに設置することは可能か。	現在設置している仮設管理事務所を使うことはできませんが、仮設管理事務所がある場所に管理事務所を設置することは可能です。
30	設備等の引継	道路上に設置されている駐車場の設備（転倒防止柵、案内標識、舗装、区画線、ガードパイプ、ネットフェンス等）は、指定管理者に譲渡されるのか。その場合は無償か。	譲渡されません。 名古屋시가市税を投入して設置したものであり、財産の帰属が指定管理者に移るものではありません。 現状で使用できるものなので、使用していただいて結構です。 ただし、維持修繕等は指定管理者が行います。
31	市による修繕等	2段式ラックが設置してある駐車場の内、現在不具合で使用できない物や、一時的に撤去され駐車場の一角に簡易保管されている物の存在を何ヶ所かの駐車場で確認しているが、これらの扱い（不具合品の修理、保管品の撤去処分または再設置、現状維持等）はどのような形で指定管理者に引き継がれるのか。	現状のままで指定管理者に引き継ぎます。なお、駐車場の一角に撤去保管しているラックは、市が不要と判断した器具であり、指定管理開始までに市で処分します。
32	市による修繕等	今回対象の全駐車場において、施設構造物及び設備の老朽化や故障等によって現時点で不具合が確認できている施設があるが、これらの不具合は修復されて引き渡されるとの理解でよいか。	4月までに予定している修繕は以下のとおりです。 ・池下（外壁・屋根防水工事） ・池下駅南（ベルトコンベア D階段7号機） ・黒川（外壁・屋根防水工事） ・大曽根駅西（ベルトコンベア E 8出入口5号機） ・ナゴヤドーム前矢田（ベルトコンベア B 出入口2号機） ・桜山駅（ベルトコンベア 南出入口5号機） 上記以外は、現状のまま引き渡します。
33	市による修繕等	駐車ます等のラインが、かなり擦れているが、市で対応した上で引き渡されるのか。	施設は現状での引渡となります。修繕等の計画も含めて収支計画を提案ください。
34	市による修繕等	地下駐車場は、湧き水の浸水による漏水箇所が多いが、引き渡し時には修繕が行われているのか。	施設は現状での引渡となります。地下駐車場は施設の構造上修繕が難しいため、一時的な漏水対策をお願いします。
35	報告書類	電子マネー、クレジットカード決済について、市が定めている事業報告（4月末締）までに確定金額が入金されている必要があるか。	収入金額が確定している必要はありますが、入金されている必要はありません。
36	報告書類	市に提出した報告書類の権利は市に帰属とあるが、同報告書類は公の資料であり、管理者独自の管理及び経営ノウハウが含まれるものではないとの判断により、全資料が手続きによって情報公開請求の対象となると理解してよいか。	市に提出された書類は「行政文書」として取扱い、原則として情報公開請求の対象となります。行政文書の内容は、名古屋市情報公開条例に基づき、経営ノウハウなどの非公表情報を除き、その情報を公開します。
37	報告書類	許可自転車駐車場の報告書類は市との協議によって決められた様式で報告するものであり、またその帰属は指定管理者にあるとの理解でよいか。	報告書類の様式はあらかじめ定めます。また、提出された報告書類は市の「行政文書」として取り扱います。 許可駐車場そのものは民営の自転車駐車場の扱いとなりますが、市の施策として実施する事業であることから、報告書は市に帰属します。 なお、情報公開請求に関する考え方は有料自転車駐車場の場合に準じます。
38	その他の管理業務	障害者枠の台数は、自転車の定期利用分に含まれるという認識でよいか。	含まれます。
39	その他の管理業務	指定管理施設・許可駐車場とも、最低設置台数の配置計画によって、増設が必要となった場合、基盤整備を行うのは市と指定管理者のどちらか。	指定管理者です。 なお、最低設置台数として表示していた数字に誤りがありましたので、修正を行いました。お手数ですが、再度ご確認ください。

番号	項目	質問	回答
40	その他の管理業務	一定条件を満たす申込者にまとめ貸しすることの条件があるが、地下式の駐車場において壁面に区分を掲示するのみで対応している施設があるのを確認している。この方法で「適当な区切りができてい」と了解されての対応であると理解でよいのか。	そのとおりです。利用区画について、一般の利用者との混乱が生じない体制を確保の上、まとめ貸しを行ってください。
41	その他の管理業務	火災保険については、市・指定管理者のどちらが加入するのか。	指定管理者において加入してください。
42	その他の管理業務	指定管理者が実施する保守点検について、別添4「業務仕様書」3業務の範囲（4）及び、別添5「有料自転車駐車場施設一覧」で示す施設・設備の内、法定点検以外の保守点検について、名古屋市で定める仕様や実施回数等があれば示してほしい。	特に定めはありません。施設の状態を良好に保つために必要と考えられる保守点検を実施してください。
43	その他の管理業務	「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針（平成19年9月10日）」を示してほしい。	参考添付します。
44	その他の管理業務	有料仕様書3業務の範囲（10）ウに自転車駐車場の利用に関する標識の設置とあるが、標識とはどのようなものか。	自転車駐車場外に設置された、施設利用に関する案内標識（例：「市営自転車駐車場」の表記がある標識）などが該当します。 
45	その他の管理業務	有料仕様書に「放置自転車等として撤去するものとする」とあるが、どの場所に撤去するのか。または、撤去「処分」するか。	市と協定を締結した上で、撤去・搬入の手続きを行っていただくこととなります。市が指定する保管場所まで搬入してください。搬入後の返還や処分等の事務は市が行います。なお、保管場所の一覧を参考添付しますので、ご確認ください。
46	その他の管理業務	市が実施し、指定管理者が負担する「共同ビル等の包括管理業務」に係る費用はいくらか。また、突然増額するようなことはあるのか。	市が管理会社との契約に基づき、管理に要した実費を指定管理者に負担していただきます。過去3年の実績及び契約金額は次のとおりですが、特別な事由で増額が必要な場合は指定管理者と協議の上で対応します。 （大曽根駅西） 平成24年度 4,173,048円（契約4,128,825円） 平成25年度 3,938,093円（契約3,880,884円） 平成26年度 4,232,170円（契約4,262,717円） （上社） 平成24年度 2,352,617円（契約2,416,907円） 平成25年度 2,279,842円（契約2,436,437円） 平成26年度 2,451,712円（契約2,485,962円）
47	その他の管理業務	「共同ビル等の包括管理業務」に係る費用はどのように市に支払うのか？	市が管理会社との契約に基づき、管理に要した実費を指定管理者に請求します。この費用は指定管理料との相殺や、指定管理納付金の一部としての納付をせず、別に請求します。
48	その他の管理業務	ラックのある場所とない個所が混在しているが、ラック設置は必須か。	必須ではありませんが、ラックを設置しない場合は、自転車が整列し、転倒しない方を講じてください（整理員の配置など）。幅広の駐車ますとして供用する場合を除き、ラックを設置しない場合、1台あたりの駐車幅は60cmとして計算します。60cm未満の幅に1台を駐車させる配置計画を立てる場合は、計画に合わせた規格のラックを設置してください。なお、許可駐車場の場合は、道路占用物件として駐輪器具が必須となりますので、身障者用など一部の特殊な駐車ますを除き、ラックを設置してください。
49	その他の管理業務	現状、券売機を導入した駐車場で駐車ます以外の場所に自転車を止めさせている場所が散見されるが、あらかじめ設定した収容台数を超えて自転車を受け入れることは可能か。	有料自転車駐車場条例の趣旨から、収容能力を超える場合は受け入れることができません。駐車ますの増設や再配置を検討してください。
50	許可駐車場	許可駐車場を計画する際に地先所有者の同意とあるが、別添3許可駐車場一覧に記載の各駐車場においてもすべての地先所有者の同意を指定管理者として再度得る必要があるということか？	新たに精算機・電磁ロック式ラック等の機器を設置する際には、指定管理者が地先所有者の同意を得るようにしてください。

番号	項目	質問	回答
51	許可駐車場	「道路管理者以外の者が施工する工事により、駐車器具等の移設等が必要となった場合、乙は工事の原因者との調整に誠実に対応するものとする。この場合、移設等に要する費用は原則として工事の原因者が負担することとなるが、乙及び原因者との協議の結果、その費用の一部を乙の負担とすることができる。」とあるが、原因者以外が移設の費用を負担する場合として、どのようなケースを想定すれば良いか。	あらかじめ状況を限定するものではありませんが、精算機の移設が必要になる場合等、原因者の経済的な負担が多大なものと判断する場合です。
52	許可駐車場	今回の公募による指定管理者と、既に許可事業が実施されている駅との関係は。	許可事業が実施されている駅に市営自転車駐車場があるか、ないかで関係が異なります。 市営自転車駐車場がない場合。 現在の許可事業者による事業終了後、ブロックを管理する指定管理者により、許可駐車場事業を行っていただきます。 市営自転車駐車場がある場合。 現在の許可事業者が指定管理中の指定管理業務及び許可業務を実施します。現在の許可事業者に事業を継続できなくなる事情が発生しない限り、ブロックを管理する指定管理者が当該駅で業務を行うことはありません。
53	許可駐車場	許可駐車場に関して、年に4回のキャンペーンを実施するとともに、のぼり旗を設置し各施設に設置することは可能か。	キャンペーンについては、随時実施することが可能です。 ただし、許可駐車場は、すべて道路法上に規定される道路に設置されたものであり、同法にもとづく道路には、自転車に限らず物を放置することができないため、のぼり旗を許可駐車場内等に設置することはできません。 なお、許可駐車場事業は、各ブロックを管理する指定管理者に対し、指定管理事業の範囲外となる、民営自転車駐車場の管理運営を許可するものです。道路用地を使用する公共性の高い事業であることを踏まえた管理運営を行っていただく必要がありますので、事業計画の策定にあたって募集要項を参考にしていただくのは問題ありませんが、詳細な業務内容については許可仕様書を参照してください。
54	許可駐車場	許可駐車場に関して、駐車場間のサービスのアンバランスの是正、放置自転車の解消、近隣施設の連絡調整の実現のため、警備保障会社を活用して良いか。	可能です。 なお、有料自転車駐車場においては、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で市が認める業務を除き、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができません。
55	許可駐車場	許可駐車場に関して、年最低2回の研修を行い、スクーリングの実施、講師として市職員の派遣を要請して良いか。	研修の詳細については、各応募者の判断により決定してください。 なお、市職員の講師派遣には原則として応じません。
56	許可駐車場	許可駐車場に関して、トラブル対応のため、ブロックごとの規模に応じた人員を配置し、必要となる用具等をブロック単位で常備して良いか。	人員の配置については、各応募者の判断により、配置の有無、配置する人数、配置時間等を決定してください。 また、利用者の利便性を向上させる目的で備品を用意していただくことは問題ありませんが、許可駐車場自体が道路上に設置されるものであることから、場内に物を置いておくことはできません。
57	自主事業	自主事業を実施する上で自販機等の設置をする場合、施設の目的外使用許可及び使用料の納付が必要となるか。	今回公募の対象となる各駐車場の中には、名古屋市（所管課）以外の地権者から土地を借り受けて、自転車駐車場として整備している箇所も含まれます。そのため、自主事業については、法令上許容される範囲内で、本来の業務の支障とならない内容としていただくともに、本市が地権者の意向確認を行った上で実施を承認しますので、必要となる手続きは場所により異なります。市有地であれば、行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付が必要となります。 一例として、自動販売機を設置する場合の使用料を示します。 (土地を使用する場合)1月あたり400円 (建物を使用する場合)1月あたり900円 なお、別途電気料金と設置工事費が必要となります。 施設の効能や利用者サービス向上の為、様々な機器の設置等について御提案があるかと思いますが、内容や実施箇所等について制約がある事は予め御了承下さい。 以上を踏まえ、市としての判断を示すには、個別具体的な内容が必要となりますので、提案の際は事業の内容や実施箇所等をお示しいただくとともに、収支への影響についても具体的に提案書に示していただきたいと思います。
58	資料の確認	御器所駅と御器所東で収容台数と最低設置台数が入れ替わっているように見受けられるほか、各資料に記載の現在の収容台数、設備数量等、各資料間で互換性が無い部分や実際の現地の状況と大きく違う部分がある。どのように判断すればよいのか。訂正資料等が公表されるのであればいつごろとなるか。	正しい資料をホームページに公表しました。お手数ですが、再度ご確認ください。

番号	項目	質問	回答
59	資料の確認	別添6「有料自転車駐車場管理実績」に記載されている収支金額は許可駐車場に含まれているのか。	別添3に記載されている許可駐車場に関する収支は含まれています。
60	資料の確認	別添6「有料自転車駐車場管理実績」に記載の平成24年度から平成26年度までの3年間分の光熱水費の内、電気代にかかる費用を示してほしい。	3年度分の公共料金内訳を参考添付します。
61	資料の確認	別添6「有料自転車駐車場管理実績」に記載されている管理委託料の「施設管理に係る経費」の詳細な項目を示してほしい。	主に人件費です。このほか委託事業者による小規模修繕、消耗品費が含まれます。
62	資料の確認	市が用意する備品を示してほしい。	参考添付します。
63	資料の確認	すでに許可駐車場事業が実施されている駅の収支状況はどのようになっているか。	許可駐車場は民営駐車場のため収支に関する情報は示すことができませんが、状況調査にもとづく利用率を参考添付します。
64	資料の確認	現況収容台数と最低設置台数の相違、並びに、現況平面図との名称の相違について考え方を示してほしい。	名古屋市より指定している最低設置台数は、原則として現況の収容台数を踏襲するものですが、低利用率の2段ラックを設置している箇所については、現況より少ない台数を設定している場合があります。提案書の作成時には、最低設置台数を充足しながら、応募者による独自調査などにもとづき、設置可能面積の範囲内で必要と判断する台数を提案してください。 「現況収容台数」は現在設置されている駐車可能台数、「最低設置台数」は指定管理時の駐車場レイアウト変更を認める条件として、最低限用意すべき駐車可能台数です。 配布した平面図内に記載されている名称は、整備工事の件名であり、新施設名称とも旧施設名称とも異なっている場合があるため、ファイル名を新施設名称にしてありますが、中島西および中島南について誤りがありました。 (誤) (正) 中島西 → 中島南 中島第2 → 中島西
65	応募方法	「グループでの応募に当たっては、単独で応募した法人等は、同一ブロックにグループで応募する場合の構成団体となることはできません」とあるが、ブロックが異なればグループで、かつ、構成団体が変わっても良いということか。	そのとおりです。なお、共同事業体名称（グループの名称）は異なるものしてください。
66	応募方法	グループとしての提案は1ブロック1提案とした上で、複数の指定管理者に対し、自社の駐車器具を提供することは重複提案にあたるか。	同一ブロックにおいて複数の応募者となることはできませんが、同一ブロックの複数の応募者が同じメーカーの駐車器具を採用して提案することに問題はありません。なお、ブロックごとに異なる法人とグループを組み、応募することも問題ありません。

番号	項目	質問	回答
67	応募書類	指定管理者申請書の「管理を行おうとする有料自転車駐車場の名称」欄に記載するべき内容は。	応募するブロックごとに以下のように、指定管理業務の対象となる施設名称を記載してください。枠内に入りきらない場合は、施設名称を別紙に記載した上、「管理を行おうとする有料自転車駐車場の名称」欄には「別紙のとおり」と記載してください。要項上に表記しているブロック名称は便宜的なものですので、申請時は使用しないでください。 （おおなみ線ブロック） 小本駅自転車駐車場、荒子駅自転車駐車場、南荒子駅自転車駐車場、中島駅自転車駐車場、名古屋競馬場前駅自転車駐車場、荒子川公園駅自転車駐車場、稲永駅自転車駐車場、野跡駅自転車駐車場、春田駅自転車駐車場、笠寺駅自転車駐車場、大高駅自転車駐車場、神宮前駅自転車駐車場、大江駅自転車駐車場、大同町駅自転車駐車場、柴田駅自転車駐車場、鳴海駅自転車駐車場、烏森駅自転車駐車場 （東山線ブロック） 高畑駅自転車駐車場、八田駅自転車駐車場、池下駅自転車駐車場、覚王山駅自転車駐車場、一社駅自転車駐車場、上社駅自転車駐車場、本郷駅自転車駐車場 （名城線ブロック） 黒川駅自転車駐車場、志賀本通駅自転車駐車場、平安通駅自転車駐車場、大曽根駅自転車駐車場、ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場、砂田橋駅自転車駐車場、茶屋ヶ坂駅自転車駐車場、自由ヶ丘駅自転車駐車場、本山駅自転車駐車場、名古屋大学駅自転車駐車場、八事日赤駅自転車駐車場、総合リハビリセンター駅自転車駐車場、瑞穂運動場東駅自転車駐車場、新瑞橋駅自転車駐車場、堀田駅自転車駐車場、伝馬町駅自転車駐車場、上飯田駅自転車駐車場、小幡駅自転車駐車場 （鶴舞線ブロック） 上小田井駅自転車駐車場、庄内緑地公園駅自転車駐車場、庄内通駅自転車駐車場、いりなか駅自転車駐車場、八事駅自転車駐車場、原駅自転車駐車場、平針駅自転車駐車場 （桜通線ブロック） 吹上駅自転車駐車場、御器所駅自転車駐車場、桜山駅自転車駐車場、瑞穂区役所駅自転車駐車場、瑞穂運動場西駅自転車駐車場、桜本町駅自転車駐車場、鶴里駅自転車駐車場、野並駅自転車駐車場、鳴子北駅自転車駐車場、相生山駅自転車駐車場、神沢駅自転車駐車場
68	応募書類	様式13-1、13-2は税込み金額で良いか。また、税率は8%で良いか。	現行税率（8%）をもとに算定のうえ、合計金額に108分の100を乗じた額（税抜本体価格）を提示額としてください。年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率を乗じた額を加算のうえ、協議の対象額とします。
69	応募書類	応募書類一覧の№7にある現行の事業計画書及び過去3カ年の事業計画書は、会社全体の事業計画書と言う認識で良いか。	そのとおりです。
70	応募書類	収支計画表は、指定管理にかかる有料自転車駐車場、許可駐車場、自主事業についてそれぞれ作成とあるが、すべてについて各駅分を作成する必要があるか（各駅3ページ作成する必要があるか）。	各駅について作成してください。
71	応募書類	様式ごとに枚数制限があるが、用いる機器やマニュアル、図面等を明示するため、参考資料を別添する場合、枚数に含まれるか。	含みません。ただし、各設問に対する提案事項は各様式内に確実に記載していただき、参考資料の添付は必要最小限としてください。
72	応募書類	様式14 自主事業（1）（2）は、様式一覧を見ると施設ごとに作成とあるが、許可駐車場がない駅は添付する必要がないと考えて良いか。	そのとおりです。
73	応募書類	様式17 名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者名簿で、「法人登記をしている団体については登記簿上の役員、施設の管理責任者を記入してください」とあるが、施設の管理責任者は登記簿上の役員以外からの選任でも良いか。	管理責任者は登記簿上の役員に限らず選任することができます。
74	応募書類	提出する書類について、フォントサイズの指定はあるか。	特に指定しませんが、読みやすいフォントサイズとしてください。
75	応募書類	様式5のイ・ウの管理形式とは、具体的にどのような記載するのか。	委託・指定管理・道路占用許可・直営等の別とともに、現地における有人管理・無人管理の別も記入して下さい。

番号	項目	質問	回答
76	応募書類	参加表明書を提出後に、辞退することはできるか。または応募書類の提出ができなかった場合、他の応募に影響するペナルティ等はあるか。	辞退は可能です。また、応募書類の提出ができなかった場合、他ブロックへの応募に際し、それに伴うペナルティが課せられることはありません。
77	応募書類	様式の提出にあたって、Word、Excel等ソフトウェアやバージョンの指定はあるか。	ソフトウェアはマイクロソフトのWord、Excelで提出していただくようお願いします。バージョンの指定は特にありませんが、読取り不能などになった場合には、再度提出をお願いする場合があります。
78	その他	ヒアリング審査はいつ頃開催の予定か。また、通知は開催のどの程度前にあるか。	3月22日～29日を予定しています。ヒアリング審査の通知は、ヒアリング日の前週までに行います。